

令和 8 年度の空家等対策施策について

1 主な施策

○不良空き家住宅等除却費補助金

(概要) 老朽化が進行し地域に悪影響を与えている不良空き家住宅等を対象として、除却費用の 1/3、最大 30 万円を補助

(予算) 4 件 × 30 万 計 120 万円 (補助金交付決定済み件数 2 件)

○財産管理人選任の申立て

(概要) 所有者等が不存在の特定空家等について本市が利害関係人として裁判所に財産管理人の選任申立て

(予算) 3 件 1,526,000 円 (申立て済み件数 2 件※)

※財産管理人：民法 264 条の 2、264 条の 8 に基づく所有者不明土地・建物管理命令

○特定空家等緊急安全措置業務

(概要) 倒壊や落雪等の危険性がある特定空家等に対する除去や屋根雪下ろし等の緊急安全措置費用

(予算) 995,000 円

※所有者死亡により相続人不存在となった空き家の倒壊物置に対する除去措置実施予定

○旭川市無料空き家合同相談会

(概要) 司法書士会と宅建協会との合同で空き家の所有者等を対象として相談会を開催
令和 8 年 11 月 1 日 (日) 開催予定

2 空き家の発生予防に向けた取組

○東旭川公民館百寿大学講座

令和 8 年 7 月 9 日実施済み

「旭川市の空き家対策」をテーマに、旭川市における空き家の現状や空き家の発生予防を目的とした啓発活動を実施

○春光台 1-1 町内会

令和 8 年 8 月 30 日開催予定

春光地域包括センターとの共催で、「住まいの終活」をテーマに、空き家の発生予防を目的とした啓発セミナーを開催予定